

令和 6 年 9 月 17 日現在

機関番号：32689

研究種目：奨励研究

研究期間：2023～2023

課題番号：23H04997

研究課題名 学校事故をめぐる刑事裁判例の検討

研究代表者

川田 泰之 (Kawada, Yasuyuki)

早稲田大学・高等学院・教諭

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 370,000円

研究成果の概要：正当業務行為に関する学校事故裁判例のうち、無罪判決が下された事件を検討対象とした。事実行為としての懲戒にあたって、一切の有形力行使を認めないことは不合理であると、（少なくとも古い）判例は考えている。ただし、暴力や死に対する価値観の変化が裁判所の判断に影響を及ぼしている可能性は高い。懲戒行為ではなくても、例えば喧嘩している生徒を止めるために腕を掴む程度の有形力行使は、当然許容される。逆に、教員等が激昂・憤激していきなり殴打したようなケースは、ほぼ許容されることがないようである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学校事故に関する民事裁判例については複数の網羅的な先行研究が存在するが、刑事裁判例についてはわずかな業績が認められる程度である。学校事故をめぐる刑事裁判例について検討することには、一定の先駆的価値がある。また、検討対象とした裁判例を素材として模擬裁判を実施すれば、それは必然的に見解の対立を含むこととなるから、異なる意見を調整して合意形成を行うトレーニングの素材となる。裁判記録に依拠して、その素案も作成した。

研究分野：刑事法学

キーワード：学校事故 無罪判決 正当業務行為

1. 研究の目的

(1) 古くから学校事故をめぐる裁判例は多数存在するが、近年、学生・生徒の活動の多様化にともなって、様々な形で教員等の法的責任が問われるケースが目にとまる。この点、民事裁判例については網羅的な先行研究が存在するが、刑事裁判例については川端博・明治大学名誉教授による業績が認められる程度である。学校事故をめぐる刑事裁判例について検討することには一定の先駆的価値がある。また、誠実に業務に従事している教員等が、不幸な事故によって刑事責任を追及されるケースも少なくない。彼が禁錮刑以上の刑に処せられる場合にはその教員免許が失効することから(教育職員免許法 10 条) 学校事故をめぐる刑事裁判例の検討を通じて、一定のコンプライアンス遵守事項を示すことは、刑法理論上はもちろん現場の教員にとっても有益である。

(2) 有罪率が極めて高い日本の刑事司法において無罪判決が下された事件は、有罪か無罪かの判断が非常に困難な(どちらに転んでもおかしくなかった微妙な)事件であったと推測可能である。本研究が検討対象とした無罪裁判例を素材として模擬裁判のシナリオを作成すれば、それは必然的に見解の対立を含む事案となるから、異なった意見を調整して合意形成を行うトレーニングの格好の素材となる。

2. 研究成果

(1) 主に正当業務行為に関する裁判例のうち、無罪判決が下された事件を検討対象とした。

学校教育法 11 条によれば、教員は体罰に至らない限りにおいて生徒を懲戒できる。問題は事実行為としての懲戒として、どの程度の有形力行使が認められるか(どの程度までならば体罰とされないか)である。この点、水戸五中判決(東京高判昭 56・4・1 刑月 13 巻 4・5 号 341 頁、LEX/DB 文献番号 27662445)が下された時分と今日とでは、社会通念に相当な変化がある。長年にわたって平和を享受しているわが国において、暴力や死に対する忌避感は大きくなっており、このような価値観の変化が裁判所の判断に影響を及ぼしている可能性は高い。そうすると、事実行為としての懲戒にあたって、口頭による説諭で済むならばそうすることが望ましいことに異論はないであろう。とはいえ、一切の有形力行使を認めないことは不合理であると、(少なくとも古い)判例は考えているようである。水戸五中判決で判示された、被害の軽微性、手段の相当性、目的の正当性、刑法の謙抑性等と生徒の保護とのバランスを考慮して、事実行為としての懲戒の限界は決せられることとなる(懲戒目的であっても手を上げたら即座に体罰となる、とまでは判示されていない)。また、懲戒行為ではなくても、例えば喧嘩している生徒を止めるために腕を掴む程度の有形力行使はむしろ職務としてやらねばならぬことであって、当然許容されなくてはならない。裁判例を概観しても、横臥する生徒を抱き起す、手を引っ張る、胸を押す程度の有形力行使は許容されている。比較的新しい湘南高校判決(横浜地判平 20・11・12 季刊刑事弁護 59 号 207 頁、LEX/DB 文献番号 25470594)において、正当にも「仮にこのような程度の有形力の行使も一切許されずに処罰の対象となるというのであれば、素行が悪く教職員の口頭の指導にも容易に従おうとしない生徒らは、自分の体に触れられたという程度でも容易に教職員を警察に告訴するという風潮を生み出しかねない」と述べられたところである。逆に、教員等が激高・憤激していきなり殴打したり足蹴にしたりするようなケースは、ほぼ許容されることがないようである。まして結果的に生徒が死亡するような有形力行使が、正当防衛や緊急避難等の場合以外に許容される事態は想定しがたい。

(2) 「生徒の生命・身体を侵害する罪に関して教師の罪責が問題となる犯罪類型は、主として暴行罪、傷害罪、傷害致死罪や業務上過失致死傷罪である」(川端博・人格犯の理論 105 頁)といわれる。本研究では以上のうち業務上過失致死傷罪に関する検討が不十分であったから、他日を期して再検討したい。

(3) 模擬裁判の素案を作成した。なお当初、この素案は実際の事件の記録をほぼそのまま引用したものであった(初稿)。しかし、ディスカッション等を実施する際には、有罪・無罪が半々程度に分かれるほうが好ましいことから、次のように修正を加えた。すなわち、まず高校生に初稿を読ませて、グループで有罪・無罪を議論させた。次に、自由に証人や証言を削除・追加・修正できるとして、誰にどのような発言をさせれば(させなければ)結論が異なったか(有罪・無罪かの判断が微妙になったか) 各グループにアイデアを出してもらい、そのアイデアを教室全体で共有しながら筋書を修正したのである。

主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

| | |
|---------------------------------------|--------------------|
| 1. 著者名 川田泰之 | 4. 巻 (68) |
| 2. 論文標題 学校事故と無罪判決（一） | 5. 発行年 2024年 |
| 3. 雑誌名 早稲田大学高等学院研究年誌 | 6. 最初と最後の頁 1-21 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

研究組織（研究協力者）

| 氏名 | ローマ字氏名 |
|----|--------|
|----|--------|